

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【公開番号】特開2018-166266(P2018-166266A)

【公開日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-041

【出願番号】特願2017-62802(P2017-62802)

【国際特許分類】

H 04 N	1/00	(2006.01)
H 04 N	1/04	(2006.01)
G 03 B	27/50	(2006.01)
G 03 B	27/54	(2006.01)
G 03 G	15/00	(2006.01)

【F I】

H 04 N	1/00	D
H 04 N	1/12	Z
G 03 B	27/50	B
G 03 B	27/54	A
G 03 G	15/00	1 0 7

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

用紙上に形成された画像を所定の読み取り位置で読み取る読み取部と、

前記画像が形成された用紙を前記読み取り位置において搬送する搬送部と、

前記読み取部内に固定され、前記搬送部により前記読み取り位置に搬送された用紙を照明する照明部と、

前記照明部を冷却する冷却部と、

前記冷却部を保持する筐体と、

前記読み取部及び前記筐体を個別に保持する骨格と、

を備え、

前記冷却部は、前記筐体に設けられていることを特徴とする画像読み取り装置。

【請求項2】

前記筐体は、前記搬送部と、前記搬送部を駆動する搬送駆動部と、を保持することを特徴とする請求項1に記載の画像読み取り装置。

【請求項3】

前記読み取部の一部が、前記搬送部が用紙を搬送する搬送経路を構成していることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像読み取り装置。

【請求項4】

前記冷却部は、

前記照明部に向けて送風する送風ファンと、

前記送風ファンを駆動する送風駆動部と、

を備えることを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項 5】

前記搬送部が用紙を搬送する搬送経路は、屈曲形成された屈曲部を含み、前記屈曲部は、屈曲角度が15°以下であることを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項 6】

前記搬送部は、前記読み取り部による読み取り中の前記用紙を750mm/sec以下の搬送速度で搬送することを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項 7】

前記搬送部は、坪量が400g/m²以下の前記用紙を搬送することを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項 8】

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、

前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る請求項1～7のいずれか一項に記載の画像読み取り装置と、

を備えることを特徴とする画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項1に記載の発明は、上記目的を達成するためになされたものであり、
画像読み取り装置において、

用紙上に形成された画像を所定の読み取り位置で読み取る読み取り部と、

前記画像が形成された用紙を前記読み取り位置に搬送する搬送部と、

前記読み取り部内に固定され、前記搬送部により前記読み取り位置に搬送された用紙を照明する照明部と、

前記照明部を冷却する冷却部と、

前記冷却部を保持する筐体と、

前記読み取り部及び前記筐体を個別に保持する骨格と、

を備え、

前記冷却部は、前記筐体に設けられていることを特徴とする。

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の画像読み取り装置において、

前記筐体は、前記搬送部と、前記搬送部を駆動する搬送駆動部と、を保持することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項3に記載の発明は、請求項1又は2に記載の画像読み取り装置において、

前記読み取り部の一部が、前記搬送部が用紙を搬送する搬送経路を構成していることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項4に記載の発明は、請求項1～3のいずれか一項に記載の画像読取装置において

、前記冷却部は、

前記照明部に向けて送風する送風ファンと、

前記送風ファンを駆動する送風駆動部と、

を備えることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項5に記載の発明は、請求項1～4のいずれか一項に記載の画像読取装置において

、前記搬送部が用紙を搬送する搬送経路は、屈曲形成された屈曲部を含み、

前記屈曲部は、屈曲角度が15°以下であることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項6に記載の発明は、請求項1～5のいずれか一項に記載の画像読取装置において

、前記搬送部は、前記読取部による読み取り中の前記用紙を750mm/sec以下の搬送速度で搬送することを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項7に記載の発明は、請求項1～6のいずれか一項に記載の画像読取装置において

、前記搬送部は、坪量が400g/m²以下の前記用紙を搬送することを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項8に記載の発明は、

画像形成装置において、

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、

前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る請求項1～7のいずれか一項に記載の画像読取装置と、

を備えることを特徴とする。